

介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助制度

1 目的

地域住民主体の自主活動として行う見守り支援、生活援助等の訪問型サービスや体操、運動、趣味活動、交流、会食等の介護予防活動や、多世代が交流していきがいや役割づくりの活動を行う通いの場を提供する通所型サービスを実施する団体に対して、事業に係る経費を補助し、地域住民主体の支援活動を推進します。

2 補助金の交付対象者

次の団体のうち、1年以上の活動実績を有する場合に対象となります。ただし、活動実績が1年未満の団体であっても、活動の実施体制が整備されていると認められる場合は、対象となりますのでご相談ください。

- (1) 市に届を出している区、町内会及び自治会
- (2) 春日井市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会
- (3) 春日井市市民活動支援センターの登録団体
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) その他市長が適当と認める団体

(地域住民主体で構成される団体、ボランティア団体等)

3 補助金の対象事業

種類		内容
訪問型サービス	生活支援単独型	身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助を行う。
	ちょっとお助け型	通所型サービスを実施している補助対象団体が、通所型サービス参加者を主な対象者として、ゴミ出し、電球交換等の軽易な日常生活の困りごとの援助を行う。
	送迎支援単独型	買い物、通院時等の外出に係る送迎前後の付き添い支援又は通所型サービス（申請者が実施するものを除く。）の送迎を行う。
	訪問支援総合型	掃除、洗濯、調理等の日常生活代行支援及び買い物、通院時等の外出に係る送迎前後の付添い支援又は通所型サービス（申請者が実施するものを除く。）の送迎を行う。
通所型サービス	高齢者等サロン	地域住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場として通所型サービスを月1回以上提供する。
	地域共生サロン	高齢者と子ども等の地域住民が交流し、いきがいづくりや役割のある居場所を提供する。
	ミニデイサービス	要支援者又は事業対象者を含む利用者の相談に応じる人員を配置し、地域住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場として週4日以上、かつ、利用定員10人以上の規模の通所型サービスを3年以上継続して提供する。

ただし、次の事業に該当する場合は、補助の対象となりません。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関する事業
- (2) 営利事業又はこれに類似する事業
- (3) 当該事業について、市又は春日井市社会福祉協議会から他の類似の補助金の交付を受けている事業（ただし、他の類似の補助金の交付額が補助金の上限額を超えない場合は、その範囲で対象となります。）

4 補助金

種類		補助金額（上限）	
		立ち上げ支援 補助	運営補助
訪問型 サ ー ビ ス	生活支援単独型 ちょっとお助け型	100,000円	50,000円（年額）
	送迎支援単独型 訪問支援総合型	100,000円	150,000円（年額）
通所型 サ ー ビ ス	高齢者等サロン及び 地域共生サロン	100,000円	月1回 50,000円（年額） 月2回以上又は前年度の年間延べ利用人数 500人以上 100,000円（年額） 週1回以上 200,000円（年額） 会場使用料補助加算額 使用料の2分の1（上限30,000円） 買物支援モデル事業加算額 100,000円（年額）
	ミニデイサービス	1,000,000円	50,000円（月額）

5 補助対象経費

◆訪問型・通所型共通

- ・報償費：講師謝礼等
- ・需用費：消耗品費、食糧費（食事及び飲酒に係る費用は対象外）、印刷製本費、修繕料、光熱水費等
- ・役務費：保険料、手数料、通信運搬費等
- ・委託料
- ・使用料及び賃借料
- ・工事請負費（団体が使用権原を有する物件の施工に限る。）
- ・備品購入費

◆訪問型のみ

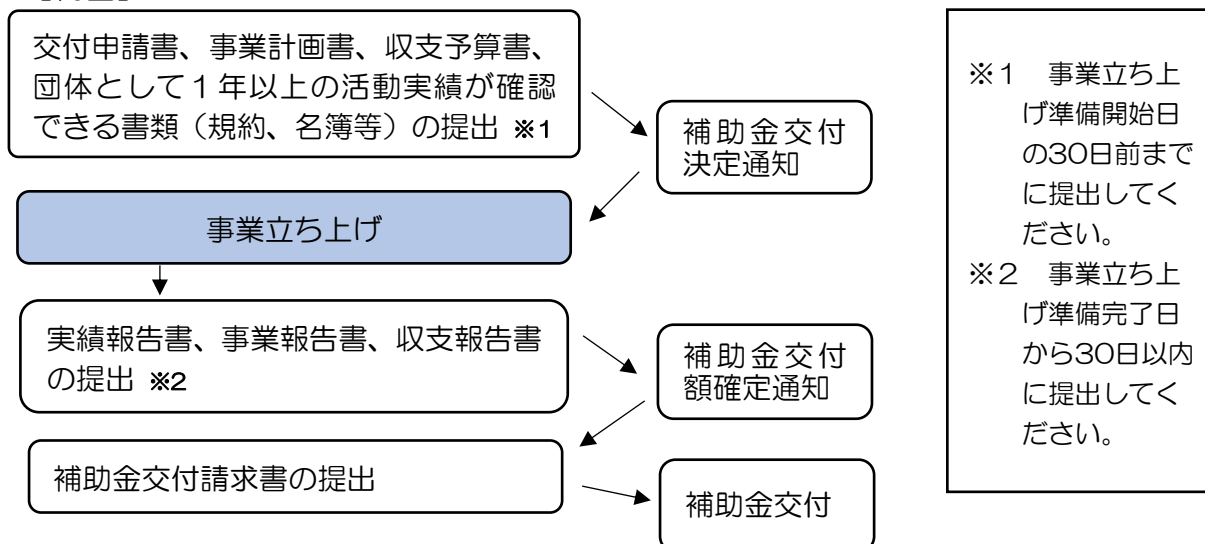
- ・旅費：外出付き添い時の運賃（支援者分）

6 補助金申請の手続き

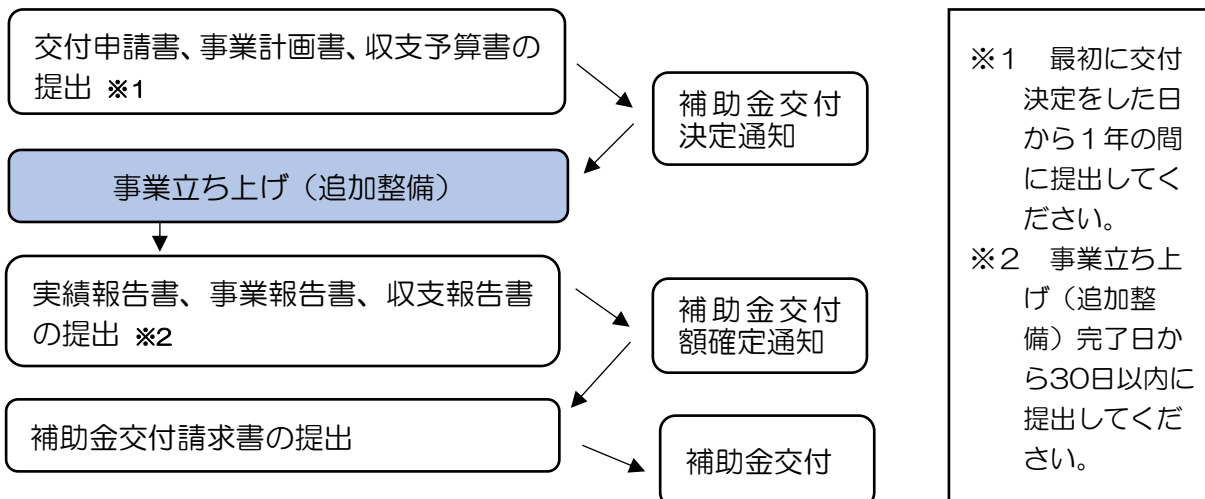
◇ 立ち上げ支援補助

交付決定から1年以内に行った事業立ち上げに係る経費は、上限の範囲内で申請することができます。

【初回】

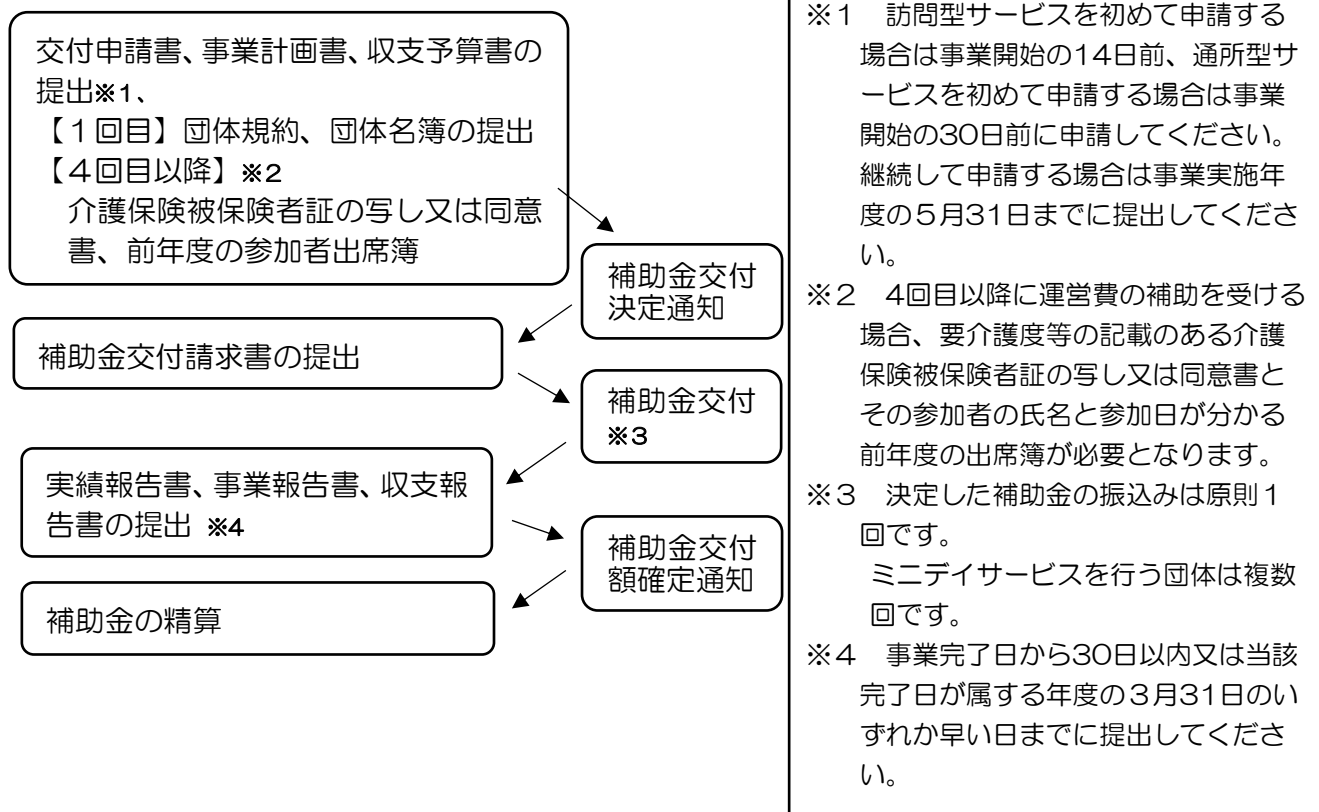


【2回目以降】



◇ 運営補助

同一の補助対象事業に対する運営補助金の申請は、1年度につき1回を限度として、3回までできます。（ただし、要介護、要支援または事業対象者が、前年度に6箇月を超えて（7箇月以上）利用している場合又は訪問型サービスのちょっとお助け型を実施している場合は延長可。）



7 その他

- (1) 補助団体は、要支援者及び事業対象者への参加機会の提供及び利用の促進に努めてください。
- (2) 事業を中止又は不正の手段により補助金の交付決定を取り消された場合は、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

【問い合わせ・申請先】

春日井市健康福祉部地域共生推進課

電話 0568-85-6187

FAX 0568-84-5764

E-mail chiiki@city.kasugai.lg.jp

春日井市社会福祉協議会地域支援課
地域福祉コーディネーター

電話 0568-85-4321